

令和6年度の公定価格等の額について

貴施設（事業）の令和6年度各月における1人当たり公定価格及び施設等利用給付費の額は、以下の表に記載のとおりです。
この内容により、令和6年度に貴施設（事業）を利用した教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者に対し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費及び施設等利用給付費の額に係る法定代理受領の通知（※1）をお願いいたします。
なお、額についてはR7.3.13現在の各施設の状況（利用子ども数、加算等の適用状況等）により算定しています。状況が変わった場合には額が変動する場合があります。

（※1）子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条（第50条において準用する場合を含む。）及び第57条により、特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援提供者は、法定代理受領の通知（※1）を提出するに当たって、施設型給付費等の額について、当該保護者に通知しなければならないこととなっています。

（単位：円）

1 公定価格の額

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育認定子ども (1号認定子ども)	満3歳児	240,900	298,150	298,150	298,150	298,150	298,150	298,150	298,150	298,150	298,150	297,160	298,500	
	3歳児	240,900	238,080	238,080	238,080	238,080	238,080	238,080	238,080	238,080	238,080	237,090	238,430	
	4歳以上児	220,810	217,990	217,990	217,990	217,990	217,990	217,990	217,990	217,990	217,990	217,000	218,340	
保育認定子ども (2・3号認定子ども)	標準時間 短時間	0歳児	230,960	230,910	228,630	230,780	230,720	230,670	230,640	230,640	230,620	228,330	230,460	231,060
			226,010	225,960	223,730	225,830	225,770	225,720	225,690	225,690	225,670	223,430	225,510	226,160
	標準時間 短時間	1・2歳児	134,240	134,190	132,880	134,060	134,000	133,950	133,920	133,920	133,900	132,580	133,740	135,310
			129,290	129,240	127,980	129,110	129,050	129,000	128,970	128,970	128,950	127,680	128,790	130,410
	標準時間 短時間	3歳児	78,890	78,840	78,190	78,710	78,650	78,600	78,570	78,570	78,550	77,890	78,390	80,620
			73,940	73,890	73,290	73,760	73,700	73,650	73,620	73,620	73,600	72,990	73,440	75,720
	標準時間 短時間	4歳以上児	59,590	59,540	59,090	59,410	59,350	59,300	59,270	59,270	59,250	58,790	59,090	61,520
			54,640	54,590	54,180	54,460	54,400	54,350	54,320	54,320	54,300	53,880	54,140	56,610

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,800	4,800	4,800	4,800	4,080	4,560	4,800	4,800	4,320	4,560	4,320	3,600
2号認定子ども	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800

- 各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たり公定価格の額を記載しています。
- 月を通じて在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合は、当該額を日割計算した額となります。

2 施設等利用給付費の額

施設等利用給付（2号・3号）認定子どもが預かり保育を利用した場合、月額11,300円（満3歳児は月額16,300円）を上限に給付

幼稚園の預かり保育の無償化となる額（月額）	「450円×利用日数」と「実利用料」を比較して小さい額
-----------------------	-----------------------------